

「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案に係る意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

平成 28 年 11 月 30 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課
安全衛生部労働衛生課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、6 通（計 22 件の御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	要旨	件数	厚生労働省の考え方
1	福井県の事業場における膀胱がん発生事案から、半年以上経過しているところ、迅速な対応をお願いする。	1	厚生労働省としては、事案の発生後速やかに福井県の事業場における実態調査に着手し、その結果を踏まえ、リスク評価検討会の報告書等を取りまとめ、これらを踏まえて迅速に今回の政省令改正を行ったところです。 引き続き迅速な対応に努めてまいります。
2	皮膚から吸収され若しくは侵入してがん等の健康障害をおこすおそれのある物質について、具体的に特定いただきたい。	1	労働安全衛生規則第 594 条の対象となる物質については、平成 15 年 8 月 11 日付け基発 0811001 号「化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について」の記の 1 (2) に例示しており、改正後の同条の対象となる物質については、従来と変更があるものではありません。 また、今般の改正後の特定化学物質障害予防規則においては、事業者が労働者の保護衣等の着用を義務づける物質を具体的に示したところです。 なお、平成 28 年 6 月 20 日付け基安発 0620 第 3 号「事業場における発がん性のおそれのある化学物質に係る健康障

			害防止対策の徹底について」において、経皮吸収による健康影響のある物質を例示しているところであり、こうした情報も参考に、事業者自ら最新の有害性情報を確認し、経皮吸収による健康障害防止措置を適切に講じていただくことが望ましいと考えます。
3	不浸透性とあるが、経皮ばく露抑制が目的ならば、不透過性と表現するのが適切ではないか。浸透とは液体や粒体が素材の微小な間隙を物理的に通過することを意味し、透過とは、化学物質が分子レベルで素材を通過することを指しており、保護具に関する欧米、及び JIS 規格とも透過性を以て保護性能を評価していると理解している。	1	御指摘のとおり、保護衣、保護手袋等の労働衛生保護具に係る日本工業規格においては、「浸透」及び「透過」を区別して使っておりますが、労働安全衛生関係法令においては、「不浸透性」とは有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、「浸透」しないこと及び「透過」しないことのいずれも含むものですので、原案のとおりといたします。なお、法令の解釈に誤解がないよう、わかりやすく周知することといたします。
4	オルトートルイジン及びオルトートルイジンを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「オルトートルイジン等」という。）が特定第2類物質に指定されることにより、特定化学物質障害予防規則第5条第1項のただし書にある発散源を密閉する設備等の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、特定化学物質障害予防規則第5条第2項の措置によることでよい旨を周知いただきたい。	1	御意見については、改正内容のパンフレットに記載し、周知することとしております。
5	オルトートルイジンが特別管理物質になることに伴い、作業環境測定の結果及びその評価の結果の記録を30年間保存することが義務	1	作業環境測定の結果及びその評価の結果の記録を30年間保存しなければならないのは、平成30年1月1日以降に行ったオルトートルイジンに係る作業

	<p>づけられるが、例えば、15年前にオルトートルイジンを測定した作業環境測定の結果及びその評価の結果の記録があった場合、当該記録については、あと15年記録を保存することでよいか。</p>		<p>環境測定の結果及びその評価の記録となります。</p> <p>なお、今般の改正省令施行前に実施されたオルトートルイジンに係る作業環境測定の結果及びその評価の記録で、現時点で保管されているものについても、作業環境測定の実施後30年間保存することが望ましいと考えます。</p>
6	<p>オルトートルイジン等の経皮ばく露による健康障害への影響が大きいものについて、皮膚に接触した際の適切な洗浄方法について、具体的に指針等で示していただきたい。</p>	1	<p>洗浄方法については、多量の水と石けんで洗うことが一般的ですが、さらに効果的な方法があれば、有害物等の譲渡・提供時に交付されるSDS(安全データシート)に記載するよう指導してまいります。</p>
7	<p>特殊健康診断等による健康管理体制の一層の整備、ならびに退職者を含めた特殊健康診断実施のための費用等に関する中小企業への経済的支援などを検討いただきたい。</p>	1	<p>事業者が特殊健康診断を確実に実施できるよう、健康診断実施機関の団体に対して、実施体制の整備や協力を依頼する等により体制の整備を図ることとしています。</p> <p>また、現職の労働者に対する特殊健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく事業者の義務であるため、実施費用に対する経済的支援は困難ですが、労働者数50人未満の事業場においては、健康診断結果に関する医師への意見聴取に関して、地域産業保健センターを利用することができます。また、事業場の規模に関係なく、健康診断結果に基づき作業改善や作業環境改善が必要となる場合には、その具体的な方法等について、産業保健総合支援センターの相談員から指導を受けることが可能です。</p> <p>なお、退職者については、法令上、事業者には特殊健康診断の実施義務はありませんが、オルトートルイジンについては、既にこれを取扱っていた労働者及</p>

			び退職者からの労災保険給付に係る請求があり、現在専門家による審査が行われています。当該審査の結果を踏まえつつ、検討会において健康管理手帳の交付の可否や交付要件を検討し、必要がある場合には法令改正を行う予定としております。
8	常時従事する労働者とは、「継続して当該業務に従事する労働者」のほか、「一定期間ごとに継続的に行われる業務であってもそれが定期的に反復される場合には該当する。」との理解、即ち、当該業務に従事する時間や頻度が少なくても、定期的（例えば、年1回、月1回、週1回及び日1回の何れの場合も）に反復される作業であればこれに該当すると解釈し、特殊健康診断の対象者とすべきか。	1	常時従事する労働者とは、「継続して当該業務に従事する労働者」のほか、「一定期間ごとに継続的に行われる業務であってもそれが定期的に反復される場合」も該当します。 ただし、作業の常時性については、作業頻度のみならず、個々の作業内容や取扱量等を踏まえて個別に判断する必要があります。
9	既往歴とは、一般的には過去の罹患歴（現在は治癒）と解釈されることが多いが、過去の通達により、直近に実施した健康診断以降のものをいうこととの解釈もあると聞いている。もし、後者が正しいならば法令解説の際に補足説明を加えて欲しい。	1	「既往歴」については、過去の通達（昭和47年1月17日付け基発第17号「特定化学物質等障害予防健康診断規程について」）において、雇入れの際又は配置替えする際の健康診断にあつてはその時までの症状又は疾病を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状又は疾病を調査する、と示しています。 今般の改正省令の公布の際に、この旨を明示いたします。
10	医師が認めた場合の二次健康診断項目に膀胱鏡検査とあるが、実際には膀胱鏡より内視鏡（ファイバースコープ）が多用されていると聞く。膀胱鏡に限らず内視鏡検査も採用可能になるよう、法令解	1	膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種ですが、膀胱鏡には軟性のものと硬性のものがあり、御質問のファイバースコープは、軟性の膀胱鏡をさすものと考えられます。よって、「膀胱鏡検査」には、ファイバースコープによる検査が含まれ

	<p>説や運用通知等で対応いただきたい。</p>		<p>ます。</p> <p>今般の改正省令の公布の際に、この旨を明示いたします。</p>
11	<p>①のアと②のアに掲げられた区々の一次健康診断項目について、オルトートルイジン起因か、それ以外の原因か、被検者である労働者が判断することは困難だが、この判断は産業医等の医師に拠るものと解釈してよいか。</p>	1	<p>自覚症状や他覚症状がオルトートルイジンによるものか否かは、症状だけでなく、作業内容やばく露状況等から判断する必要があります。</p> <p>このため、実際の健康診断においては、医師が自覚症状又は他覚症状の有無を確認するとともに、業務の経歴の調査及び作業条件の簡易な調査を行い、これらを踏まえてオルトートルイジンによる自覚症状又は他覚症状であるか否かを判断することとなります。</p>
12	<p>オルトートルイジン等に係る特殊健診結果は、産業医等の医師が特定化学物質障害予防規則第40条第1項に掲げる特定化学物質健康診断個人票（様式第2号）に記載するとの理解でよいか（会員事業者から産業医に記載の依頼をすることがあるため確認したい）。</p>	1	<p>今回の改正により、オルトートルイジン等に係る健康診断について、特定化学物質障害予防規則第40条が適用されるため、同条第1項に基づき、オルトートルイジン等に係る特殊健診結果に基づき、特定化学物質健康診断個人票を作成しなければならないこととなります。</p> <p>なお、同条第1項では、事業者が特定化学物質健康診断個人票を作成することとなっていますが、事業者が医師に依頼してオルトートルイジン等に係る特殊健診結果を個人票に記載していただくことも可能です。</p>
13	<p>尿沈査のパパニコラ法による細胞診について、複数の会員からパパニコラ法の実施が可能な病院などが近隣に無い、検査日程が限られており、随時検査ができない等の情報が寄せられている。是非、パパニコラ法による細胞診が可能な病院等について情報を公開いただきたい。</p>	1	<p>パパニコラ法による細胞診は、通常の医療における膀胱がんの検査でも広く行われている方法であるため、この検査は、泌尿器科を有する多くの医療機関において実施可能と考えます。</p> <p>なお、パパニコラ法による細胞診を実施している医療機関が見つかりにくい場合には、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。また、公益社団法人</p>

			<p>人全国労働衛生団体連合会では、会員である健康診断実施機関の情報をホームページに掲載しておりますので、こちらにも御活用ください。</p>
14	<p>特定化学物質のうち、皮膚から吸収されることにより重度の障害をおこすおそれがあるもの等について、労働者に、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を使用させることを義務づけるとされており、また、従来から、塗布剤の備え付けが義務づけられているが、具体的に推奨できる保護衣等を提示（又は保護衣等の性能評価基準の提示並びに規格化）していただくとともに、保護衣等の管理方法についても示していただきたい。</p>	4	<p>皮膚障害防止用保護具に係る規格としては、日本工業規格 T8115(化学防護服)、日本工業規格 T8116(化学防護手袋)、日本工業規格 T8117(化学防護長靴)、日本工業規格 T8147(保護めがね)等があります。</p> <p>なお、オルトートルイジンに係る使用すべき保護具の選び方や使用方法等については、通達又はパンフレットで示す予定としています。</p>
15	<p>オルトートルイジン等が使用されている製品等へのオルトートルイジン等の使用状況の表示を義務づけるべきである。</p>	1	<p>オルトートルイジン等については、今般の改正により、特定化学物質障害予防規則第 25 条が適用されることになり、事業者は、これを運搬・貯蔵するための容器や包装に、名称等を表示しなければならないこととなります。</p> <p>また、既に、労働安全衛生法第 57 条の 2 等に基づき、オルトートルイジンに係る譲渡・提供時には、譲渡・提供者は、文書の交付等により、その相手方に成分等を通知するとともに、通知を受けた事業者は、通知された事項を、常時、作業場内における掲示又は備付け等の方法により、労働者に周知することが義務づけられています。</p>
16	<p>経皮吸収性のリスクが高い物質に関し、SDS へのよりわかりやすい表記法を検討するとともに、経皮</p>	1	<p>効果的な経皮からのばく露防止対策については、有害物等の譲渡・提供時に交付される SDS（安全データシート）に</p>

	からの効果的ばく露防止対策に関する記載内容を検討いただきたい。		記載するよう指導してまいります。
17	経皮吸収によるばく露の有害性が強い物質のリスクアセスメントあるいはその代替方法（例：一定の経皮ばく露対策の実施状況の確認による方法など）の例示や情報の提供をしていただきたい。	1	<p>経皮吸収によるリスクのアセスメント方法については、化学物質の有害性を確認するとともに、ばく露の程度・可能性として、手で化学物質に触れる業務であるか否か、化学物質の液体を激しくかき混ぜることにより身体に飛散することが常態として予想される業務であるか否か等を検討する方法等が考えられます。</p> <p>また、御意見のように、今般の改正後の特定化学物質障害予防規則第44条第2項による規定についての履行状況の確認（保護具の有効性の確認を含む）をもってリスクアセスメントを実施したとみなす方法が考えられます。</p>
18	法改正内容の周知徹底や、各種保護具の選択及び管理に関し、関連団体、工業会、関係者との意見交換のためのリスクコミュニケーションの開催等をしていただきたい。	2	厚生労働省としては、改正政省令が円滑に施行されるよう、リスクコミュニケーションの開催やパンフレットや厚生労働省ウェブサイト等を活用することにより、周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。